

継続協議項目の検討の方向性について

具体的検討項目	論点（課題、問題点等）	主な議論
④常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方		
○ 発言	○ 委員会における質疑での発言の方法は、一括質問・一括答弁の方式と一問一答方式が混在しているが、一問一答方式のほうがわかり易い。 常任委員会・協議会においても、一問一答方式とするべきではないか。	○ 常任委員会・協議会においては、一問一答方式とする。 【決定】 ○ 議員側も質疑の内容が不明確とならないようきちんと整理した上で発言する。 【決定（確認）】
○ 予算及び決算の審査のあり方	【前回の論点】 ○ 現在の予算及び決算の審査付託の方法に問題はないか。 ・当初予算・補正予算のうち本格予算（肉付け予算）…予算特別委員会を設置して付託 ・通常の補正予算…歳入は総務政策委員会に、歳出は所管の常任委員会に分割付託 ・決算…決算特別委員会を設置して付託 ○ 予算と決算の連動（予算から決算、そして次の予算へとつなげる）という観点から、分割付託ではなく、また、その都度設置する特別委員会でもなく、予算や決算に関する常任委員会をつくって、そこに付託する方法を考える必要があるのではないか。	【前回の主な発言】 ○ 予算不可分の原則ということから考えると、分割付託は望ましくないという見解がある。 ○ 当初予算は特別委員会を設置して十分に審議できる。通常の補正予算は、専門性のある常任委員会でその所管の部分について審議しており、十分対応できている。特に問題は生じていない。 ○ 予算については、継続的に見ていく必要なものもあるし、突発的なものもある。そういう意味からは、分散するよりは1つのところでまとめて審査するということが検討の余地があるのではないか。 ○ 特別委員会は、特定の事件を審査するために設けられるものである。 ○ 予算は、全体としては1つの所管で一体不可分として審査するというのが普通の姿ではないか。所管の常任委員会では、その所管の範囲内に関してということであるので、その範囲内では賛成できるが、全体で見た場合には反対ということもある。予算の一部について、ここは修正したほうがよいということも出てくる。分割付託の場合は、そこに限界が出てくるのではないかと。 ○ 今の予算や決算の特別委員会は、委員定数を13人として委員数の配分をドント方式でしている。少数会派のところは、入れないところも出ている。特別委員会

	※上記のほかに、予算や決算の審査について論点はないか？	に入っていないと、本会議での議案質疑ということになるが、1時間の時間制限であるので、なかなか細かいところまでは聞けない。 ○ 全員で予算や決算の特別委員会を構成して、常任委員会単位の分科会をつくるという形にすれば、もう少し細かい審査ができるのではないか。 ○ 補正予算に関しては、現行の審査方法でいいのではないか。 ○ 予算も、決算も、議員の発言が全く閉ざされているということはない。本会議で議論しようと思えばできる。ただし、特別委員会が設置されるということで、特別委員会で詳細に聞くことができるからと、本会議では深くまでは入らず大まかな程度でとどめるというような安易さがある。 ○ 当初予算も、分割付託で審査するというのが本来的には理想ではないか。 ○ 通年式で固定化した常任委員会では、議会の総意が反映されないのではないか。 ○ 予算や決算に関する常任委員会をつくっている市議会は、まだ全国的には少ないのではないか。
○ 協議会のあり方（執行機関から提出された案件の取扱い）	【前回の論点】 ○ 協議会を経て、その後に議案として提出されたものについては、委員会での審査が形骸化しているのではないか。	【前回の主な発言】 ○ 定例会前の協議会では、執行機関と議員の両方とも、事前審査的に議論している傾向がある。事前審査的にならないように、執行機関も、議員も、自覚をしないといけない。 ○ 協議会では、執行機関から提出された案件については「聞き置く程度」（議会としての結論を出すものではない）であるが、執行機関にはそれでクリアした、議会で承認されたというような感覚があるのではないか。 ○ 議論をすべき案件であるなら、議会が閉会中でも、常任委員会でやるべきでは

		ないか。「聞き置く程度」とする会議というのは、あまり実のあるものではない。 ○ 執行機関から協議会に提出されてくる案件について、提出されるべきと考えられるものが提出されなかったことがあるなど、提出の基準が明確でない。執行機関と正副委員長とで協議会への提出の要否を案件ごとに協議して決めるなど、一定のルールが必要ではないか。 ○ 事前審査となるかどうかは議会が判断すべきものであって、執行機関が判断すべきものではない。協議会の場合では、発言が踏み込んだ場合には、委員長が制止すればよい。 ○ 協議会を、むしろ議員の意見が政策等に反映できる方法として活用するということも考えられる。
※上記のほかに考えるべき事項はないか？		
⑤常任委員会への議員の所属制限の再考		
	【前回の論点】 ○ 現在の常任委員会の定数（10人、9人、9人）で問題はないか。議論を深めるため、いろいろな角度からチェックするため、委員定数を増やす必要はないか。 ○ 全国的に議員定数が減っていく傾向がある中で、常任委員会への議員の所属のあり方を考える必要があるのではないか。	【前回の主な発言】 ○ 現状の伊勢市議会では、常任委員会の複数所属制をとる必要はないのではないかと。2つの委員会にまたがるというのであれば、連合審査方式という方法もある。 ○ 現在の3常任委員会の構成は、執行機関の部局（政策分野）に対応した、いわゆる縦割り方式であるが、横割り方式の常任委員会（例えば、予算や決算の常任委員会）をつくる必要はないか。 ○ 常任委員会は、議会活動の基本である。